

松茂町みんなで備える減災対策事業補助金交付要綱の概要

目的

近い将来必ず発生する南海トラフ地震に対し「自分の命は自分で守る」を基本とした自助意識の向上のため、町民が実施する次の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

対象者

町内に居住し、松茂町に住民票がある者。

事業内容

- ・防災用品購入事業の補助対象は下表の品目を基本とする。
- ・家具転倒防止対策事業の補助対象は、自ら居住する住宅の家具の転倒を防止する器具の購入及びこれらの設置に要する費用で下表の内容を基本とする。

補助回数

- ・令和8年4月以降に実施する事業を対象とする。
- ・同一世帯において、それぞれの事業を1回限りとする。
- ・令和7年度までに補助金の交付を受けたことがある場合でも、申請可能。

事業期間

令和8年度から令和10年度までとする。

受付期間

令和8年度の受付期間は、令和9年3月末までとする。

問い合わせ先

松茂町危機管理課 電話：699-8725

事業名	分類	対象内容	補助額
(1) 防災用品購入事業	バッグ	・非常持出袋	購入価格の3分の1とし、1世帯につき1万円を限度とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。
	食	・携帯食（保存年限が3年以上のもの） ・非常食（ // ）	
	水	・保存水（ // ） ・給水袋	
	救急	・救急セット・液体はみがき	
	装備	・ヘルメット、防災ずきんなど ・ホイッスル ・軍手 ・懐中電灯	
	道具	・万能ナイフ類・ロープ	
	情報	・携帯ラジオ	
	防寒	・使い捨てカイロ ・サバイバルブランケット	
	汎用	・食器セット・アルミ箔ナベ・クイックコンロ ・ビニールシート類 （レジャーシート・ブルーシート） ・簡易ベッド （段ボールベッド、折りたたみベッド） ・携帯トイレ、簡易トイレ ・ろうそく ・モバイルバッテリー・ポータブル蓄電池	
その他	・感震ブレーカー ・その他町長が必要と認めた用品		
(2) 家具転倒防止対策事業	タンス	・L型金具	当該事業に要する経費の10分の8とし、1世帯につき5千円を限度とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。
	本棚	・つっぱり棒（ボール式）	
	テレビ	・粘着マット	
	食器棚	・連結チェーン	
		・取付費 ・その他町長が必要と認めた用品	